

業 務 仕 様 書

1 趣旨

府民の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性起業モデルのブラッシュアップや中小企業応援隊（※）への橋渡しを行うとともに、取引先や女性起業家同士等のネットワーク構築を支援し、女性の起業による地域・経済の活性化を図る。

（※）府内商工会、府内商工会議所、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21

2 委託業務名

令和3年度女性の起業アイデアブラッシュアップ等支援事業

3 業務の実施場所

京都府内

4 業務の内容

(1) 女性の起業家のアイデアブラッシュアップ等支援

「京都女性起業家賞」への応募等に係るビジネスアイデア・モデル事業のブラッシュアップを行い、女性起業家のレベルアップを図る。

業務内容

①令和3年度女性起業家賞応募者のうち書面審査に向けたブラッシュアップを希望する者に対し、事業計画書の書き方や資料の作り方、収支計算、将来設計等の指導を実施（1回以上）

※令和2年度女性起業家賞応募者数 49名

②令和3年度女性起業家賞1次選考通過者のうち2次審査に向けたブラッシュアップを希望する者に対し、効果的なプレゼンテーション方法や事業内容の見直しの指導と1次審査における有識者等からのコメント等に対して事業計画書の精査、見直しの指導を実施（2回以上）

※令和2年度女性起業家賞1次審査通過者数 15名

③令和2年度女性起業家賞京都府知事賞受賞者のうちブラッシュアップを希望する者に対し、アイデアをビジネスモデルとして構築するための資金計画や体制等を個別面談により指導するとともに販路拡大等を支援（5回以上）

※令和2年度京都府女性起業家賞知事賞受賞者 3名

(2) 京都女性起業家賞授賞式及びネットワーク構築交流会の開催

京都女性起業家賞の授賞式の運営支援を行うとともに、ビジネスにおける知識や経験が不足している女性起業家には、同じ立場の相談相手やロールモデルの存在が重要であり、授賞式と連携し女性起業家、バイヤー、大学、商工団体との交流・意見交換を通じたネットワーク構築を支援することにより、新たな商品開発、大学シーズの活用、商談等につなげることで更なる経営発展を図る。

業務内容

① 京都女性起業家賞の授賞式の運営支援

② 交流会参加者募集及び募集に係る広報

女性起業家同士又は女性起業家賞過去受賞者をはじめとしたロールモデルとなる先輩起業家、バイヤーや商工団体等、女性起業家の事業展開に資するような参加者を広く募集すること。

- ③ ネットワーク構築支援
参加者同士が継続して交流できるよう女性起業家賞過去受賞者など先輩起業家との意見交換会を実施するなどによりネットワーク構築を支援すること。
- ④ 各種調整
交流会開催に係る各種の調整を行うこと。なお、調整に当たっては、京都府とその都度協議すること。
- ⑤ その他
開催後速やかに、開催の状況（参加者数、参加企業数、アンケート）を速報で報告すること。

(3) 上記（1）及び（2）の業務実施時期については、京都府と協議の上決定すること。

(4) 女性アントレプレナーコーディネーターの配置

応募者を個々のビジネスモデルの分野や地域に合った中小企業応援隊の創業支援への橋渡し等を行う。

ア 応募者に対して、女性アントレプレナーサポートチーム等（京都府、京都市、商工会議所、日本政策金融公庫等）が開催する創業セミナー等への参加を呼びかけること。

イ 女性起業家賞応募者と中小企業応援隊等とのマッチング支援

- ・ 応募者のうち希望する者のビジネスモデルのリスト化
- ・ 中小企業応援隊への情報提供とマッチング支援のための事業課題のリスト化

5 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 府と協議して認められた経費

6 業務完了報告

本業務が完了したときは直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本事業の実施結果
- (2) 本事業に要した経費内訳

7 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 本事業は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象となった場合は協力すること。
- (3) 4の業務内容について、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で実施すること。
- (4) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。